

第3章 計画の基本方針

I 伊勢市教育大綱

本市では、教育の基本的な方針や教育施策を定めた「伊勢市教育大綱」を策定しています。「伊勢市教育大綱」では、「基本理念」、「基本目標」を以下のとおり掲げています。

《基本理念》

郷土を愛し、夢と意欲を持ち未来を切り拓く人づくり

将来予測がますます困難となる時代を生き抜く子どもたちが、変化を前向きに受け止め、他者とともに支えあいながら、自らの夢や志を持って可能性に挑戦し、未来を切り拓こうとする心豊かでたくましい子どもに育っていくことが、地域社会全体としての願いです。

そのために、持続可能な開発目標（SDGs）の「誰一人取り残さない」という考え方を踏まえて、すべての子どもたちの個性を尊重しながら、学習やスポーツ、文化的な活動や社会的な体験活動などに、安心して意欲を持って打ち込むことができるような学習環境を整えていくことが、これからの伊勢市の教育に求められているものと考えます。

また、人生100年時代を見据え、教育の重要性はますます高まっており、生涯にわたって「いつでも、どこでも、何度でも」学べる環境づくりや、持続可能な社会の実現に向け、社会や地域で学習の成果を発揮し活躍できる機会づくりが求められています。

さらに、地域の自然・文化・歴史に対する理解を深め、郷土を愛し、誇りに思う心を醸成して、地域の活性化及び伊勢市の将来を担う人材の育成を図っていくことも大切です。

伊勢が最高の学び場、活躍の場となるためには、学校、家庭、地域や企業、市が相互に連携、協力し、一体となって取り組む必要があります。

このようなことから、伊勢市の目指す教育の基本理念を「郷土を愛し、夢と意欲を持ち未来を切り拓く人づくり」として、その実現のため、2020年に発生した新型コロナウイルス感染症を受けた教育環境等の変化を踏まえながら、次の6つの項目を基本目標として取り組んでまいります。

《基本目標》

1 子どもたちの生きる力の育成

将来予測がますます困難となる時代において、子どもたちが夢や志をもとに可能性に挑戦し、豊かな未来を切り拓いていくためには、自ら課題を見つけ、学び、考え、主体的に判断し、行動する「自立」の力と、他者の存在や個性を大切にす
る思いやりや協調性、自制心、表現力やコミュニケーション力などの「共生」の
力が求められます。

そのために、幼児教育からの各学校段階において、知識・技能、思考力・判断
力・表現力などの「確かな学力」、命を大切にする心や他者への思いやりなどの「豊
かな心」、心身の健康や体力の維持・向上などの「健やかな身体」をバランスよく
育てます。

また、Society5.0の進展に対応するための情報教育や「人ならではの力（新た
な価値を生み出す感性や好奇心・探求力等）」を育てる教育、グローバルに活躍で
きる人材を育成するための外国語教育や自他の文化理解の教育、成年年齢18歳
への引き下げに伴う新しい時代の「大人」の育成など、社会状況への変化に対応
するための教育を推進します。

2 誰一人取り残さない教育の推進

貧困をはじめとする様々な困難を抱える家庭環境、障がいや国籍、メンタルヘ
ルスやアレルギー疾患等の健康課題、また、いじめや不登校など様々な困難を抱
えた子どもたちが安心して学べるよう、学校、教育委員会、市長部局、関係機関、
地域の各種団体等が連携し、多様な観点からのニーズに対応した教育機会の提供
や、生活上の困難解決に向けた支援などに取り組みます。

3 生涯学び、活躍できる環境づくり

人生100年時代を見据え、生涯にわたり必要な知識や技能等を学び、活用し、
活躍するというサイクルを実現するため、若者から高齢者まで多様な世代が学び
始めるきっかけづくり、活動できる環境づくり等に取り組みます。

また、地域社会の構成員として孤立することなく生きがいをもって社会に参加
し、地域社会の活力を維持・向上させることとなるよう、暮らしの向上と社会の
持続的発展に向けた「地域課題解決のための学び」の推進を図ります。

4 スポーツの振興

市民の誰もが生涯にわたって各々の年代や関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむことができる環境を作ります。また、市とスポーツ組織がそれぞれの役割について理解し、連携することで生涯スポーツと競技スポーツの振興をバランスよく進めます。さらに、スポーツを通じた健康増進の意識醸成や、運動・スポーツへの興味・関心を喚起する取組を進めます。

5 文化の継承・振興

伊勢の地は「日本人の心のふるさと」として多くの人々に親しまれ、独特の文化を育んできました。このため、地域に伝わる有形・無形の文化財の保存、継承及び整備、活用を支援し、情報発信や記録作成に取り組み、伊勢の魅力を高めることを目指します。

また、様々な文化芸術に対し、市民が積極的に触れる機会を設け、豊かな感性や情操を育みます。若者世代にも関心や興味をもって参加してもらえる機会を創出し、文化芸術を担う人材の発掘にも取り組みます。

6 地域総がかりの教育体制による安全・安心で充実した教育環境づくり

市が有する自然、歴史・文化、伊勢の特性・資源を活用するとともに、家庭、学校・教育委員会・市、関係機関や企業、地域の各種団体等による協力や分担、幼児教育から義務教育、義務教育から高等教育等の時間軸による引継ぎ、また、子ども・若者に関する政策や福祉政策などの他分野の政策との連携など、地域総がかりの教育体制の整備に取り組んでいきます。

この地域総がかりの教育体制により、防犯・防災・交通安全等の安全・安心な教育環境づくり、また、学校におけるデジタル環境や教材等の充実、全世代を考慮した多様な学習環境・機会の創出など、学びの環境の充実を進めます。

Ⅱ 第3期伊勢市教育振興基本計画の基本方針

次の9の「基本施策」と25の「施策」を、本計画における取組の基本方針とします。

基本施策1 確かな学力と社会を形成する力の育成

- (1) 学力の育成
- (2) グローバル教育の推進
- (3) 主体的に社会を形成する力の育成
- (4) キャリア教育の推進
- (5) 幼児教育の推進

基本施策2 豊かな心の育成

- (1) 人権教育の推進
- (2) 道徳教育の推進
- (3) 郷土教育の推進
- (4) 読書活動・文化芸術活動の推進

基本施策3 健やかに生きていくための身体の育成

- (1) 健康教育・食育の推進
- (2) 体力・運動能力の向上

基本施策4 特別支援教育の推進

- (1) 特別支援教育の推進

基本施策5 安全で安心な教育環境づくり

- (1) いじめや暴力のない学校づくり
- (2) 学校安全に関する取組の充実
- (3) 不登校児童生徒への支援
- (4) 経済的理由により就学困難な家庭に対する支援

基本施策6 信頼される学校づくり

- (1) 地域とともにある学校づくり
- (2) 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進
- (3) 教職員が働きやすい環境づくり
- (4) 教育環境の整備・充実
- (5) 小中学校の適正規模化・適正配置

基本施策7 社会教育の推進

- (1) 学習機会と学習環境の充実
- (2) 地域・家庭の教育力の向上

基本施策8 青少年の健全育成

- (1) 青少年の健全育成

基本施策9 スポーツの推進

- (1) スポーツの推進